

2016年3月11日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 かんぽ 生 命 保 険
代 表 者 名 取締役兼代表執行役社長 石 井 雅 実
(コード番号：7181 東証第一部)
問 合 せ 先 広 報 部 (TEL. 03-3504-4418)

再保険の引受けに関する認可取得

株式会社かんぽ生命保険（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 石井雅実）は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第138条第1項の規定に基づき、金融庁長官及び総務大臣に対し、再保険の引受けについて、認可申請を行っていましたが、本日、金融庁長官及び総務大臣から認可を取得いたしましたので、お知らせいたします。

これらの業務を実施することにより、お客さまの利便性向上等に貢献するものと考えております。

業務の概要等は別紙のとおりです。

なお、本認可取得が業績に与える影響は軽微であると考えますが、今後、開示すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせします。

以上

(1) 再保険とは

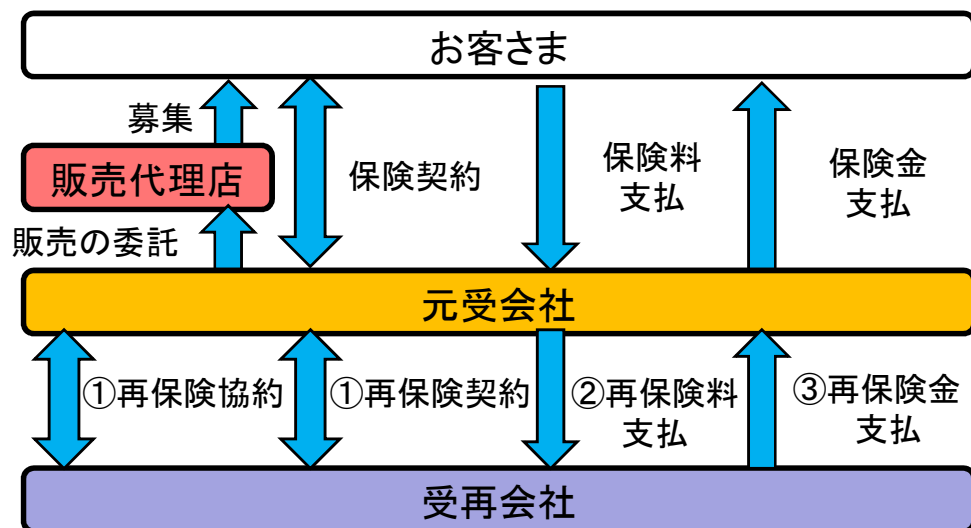
○ 再保険とは、保険会社（元受会社）^{注1}が自己の負担する保険責任の一部または全部を、他の保険会社（受再会社）^{注2}に転嫁する保険です。

（注1） 本件の場合の元受会社は、他の生命保険会社を指します。

（注2） 本件の場合の受再会社は、株式会社かんぼ生命保険を指します。

※ 保険業法第3条第4項第3号では、生命保険会社は全ての生命保険の種類について再保険の引受けを行うことができると定めています。

(2) 再保険のイメージ



- ①元受会社と受再会社は、再保険の内容を定めた再保険協約及び再保険契約を締結します。
- ②再保険契約に基づき、元受会社は保険料の一部を再保険料として受再会社に支払います。
- ③受再会社は、元受会社が保険金を支払った場合、受再割合に応じ、再保険金を元受会社に支払います。

(3) 業務開始時期

○ 個別の会社との再保険協約を締結し、準備が出来次第。